

生駒市条例第29号

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「15歳」を「18歳」に改める。

第2条中「。）による」の次に「被保険者若しくは」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定による医療費の助成の対象となる子どもであることを示す証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、施行日において新条例第4条第1項の規定により証明書の交付を受けたものとみなす。

（経過措置）

- 4 新条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。